

第2章 震災予防計画

計画の主旨

第1 目的

震災予防計画では、震災から人命を守り、財産を保護することを目的に大規模地震時の被害を軽減し、かつ発生した被害に適切に対応するために、基本目標を立ててその目標に向けた平常時の減災対策を定める。

第2 基本目標

震災予防計画の基本目標は、以下の3つの柱で構成される。

1 災害に強い都市構造（もの）の構築

日常からの防災まちづくりによって、被害の発生予防と拡大を防止し、災害対応に必要とされる機能を持つ「災害に強い都市構造」を構築する。

2 災害に強い市民（ひと）の育成

職員・市民・事業者に対し日常的な防災教育等を実施していくことによって、震災対策について自ら強い関心と深い理解を持ち、かつ、大規模地震発生時において冷静沈着に行動できる「災害に強い市民」を育成する。

3 災害に強い協力体制（しくみ）の確立

日常からの連携を強めることによって、大震災に行政・市民・事業者が協力して的確、かつ、円滑な対応を行える「災害に強い協力体制」を確立する。

◆女性の視点を活用した防災施策の実施

本市では、過去の災害の事例をもとに防災施策に女性の視点を反映するため、「防災女性プロジェクト（BJ☆Project）」を立ち上げ、市長へ防災施策に関する提言を行った。

また、平成29年度には「防災女性 アドバンス」を立ち上げ、提言された防災施策に関する進捗確認や防災知識の普及を行っている。

今後も提言を実現させる等、女性の視点を取り入れたきめ細かい防災施策を実施していく。

第3 計画の体系

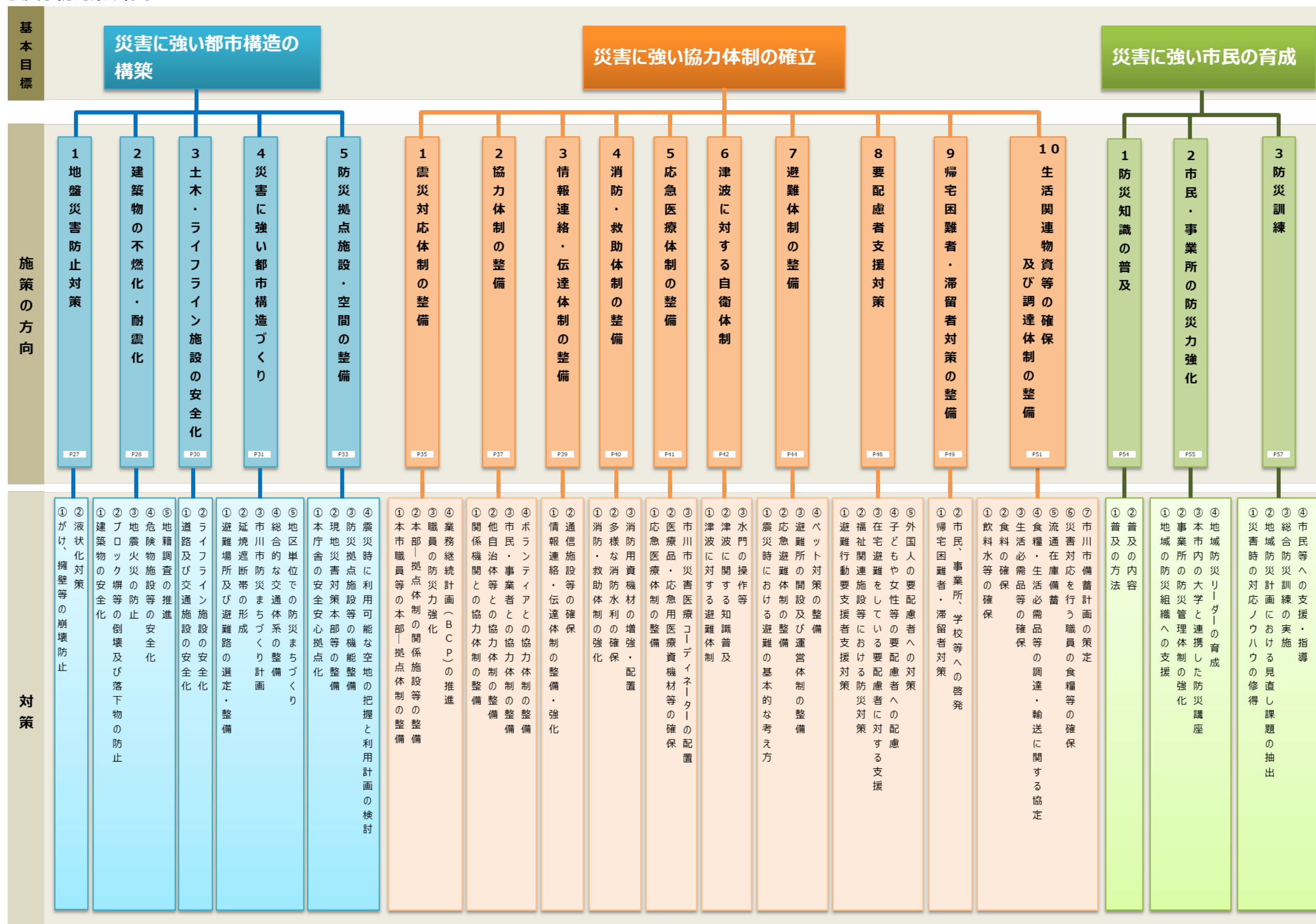
震災予防計画の体系をP26の図に示す。

また、防災訓練やワークショップを通じて達成レベルの確認や重点推進・見直し課題を抽出し、課題を本計画にフィードバックすることにより運用を図っていく。

震災予防における各対応本部の主な基本業務

本部	主な基本業務
災害対応事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・震災対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及 ・ボランティアとの協力体制の整備 ・女性への配慮の検討
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及
予算・調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関連業務に関する予算措置の検討 ・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備
渉外班	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への連絡方法の確立
学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の安全対策 ・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設にける避難者受入体制の整備 ・学校における防災対策・防災教育の推進
業務継続班	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続関係
被災生活支援本部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・外国人（訪日外国人も含む）への支援対策の検討・推進 ・情報システムの維持・強化 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の整備、高齢者 ・要介護者等への支援対策の推進
被災市街地対応本部	<ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理体制の整備 ・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定への対応体制の整備 ・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保 ・下水道施設の液状化対策
医療本部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療体制の整備
行徳本部	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港・海岸施設の安全対策
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・地震火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備

震災予防対策の体系



第1節 災害に強い都市構造の構築

本市では、長期的な都市づくりの基本方針となる都市計画マスタープランを平成16年3月に策定しており、都市防災化の推進にあたっては、この都市計画マスタープランとの連携を図りながら、都市レベルと地区レベルの2つのスケールで防災まちづくりに取り組み、地震に強く、対応活動をバックアップする都市基盤等の整備を進めていく。

第1 地盤災害防止対策

1 崖、擁壁等の崩壊防止（被災市街地対応本部）

本市内14箇所の崖地が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、千葉県により急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備を進めている。

また、本市内には、88箇所の崖崩れ警戒区域が把握されており、それらの崖地についても崩壊防止対策を進めている。なお、土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、本市内には指定されていない。

今後も、上記危険崖地をはじめ、崖、擁壁等の崩壊防止対策を進めるとともに、崖、擁壁等の崩壊による災害の発生を未然に防止するために対策を進める。

2 液状化対策

本市南部には液状化現象が発生しやすい地域が広がっており、被害を低減するために、次のような対策を推進していく。

(1) ライフライン施設・公共施設の液状化対策（施設管理者）

ライフライン施設等の新設及び更新時には、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても、施設の被害を軽減できるような対策を検討する。

(2) 液状化現象に関する知識及び減災マップの周知徹底（災害対応事務局等）

本市内各地域の液状化しやすさの調査や被害想定を減災マップや本市公式Webサイト等で市民に公表し、市民・事業者等への広報と周知徹底を図る。

(3) 住宅の液状化対策の広報・周知（被災市街地対応本部）

液状化現象が発生しやすい地域において新たに住宅を建築する際には、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。また、既存住宅の液状化対策工法についても、千葉県等からの情報をもとに市民への広報を行う。

(4) 飲料水や仮設トイレの備蓄（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

ライフラインの途絶に備え、飲料水や仮設トイレの備蓄を進めていくよう検討する。特に仮設トイレについてはマンホールトイレの整備や外部調達等状況に応じて複合的に整備を図るとともに、整備にあたっては女性の視点を反映し、安心快適な仮設トイレの整備を図る。

(5) 速やかな応急復旧体制の整備（被災市街地対応本部、行徳本部等）

被害が発生した際の迅速な応急復旧のため、防災関係機関やライフライン事業者等との体制整備に努める。

第2 建築物の不燃化・耐震化

1 建築物の安全化

本市では、「市川市耐震改修促進計画」に基づき、市及び市民が連携して既存建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全で安心な街づくりを進める。

(1) 市有建築物の安全化（予算・調査班、被災生活支援本部、各施設管理者等）

「市有建築物耐震化整備プログラム」に基づき施設の耐震改修を進め、平成26年度末で耐震化率100%に達した。今後は、病院、福祉施設、学校施設等の防災上重要な建築物に関する対策に努める。

(2) 民間建築物の安全化（被災市街地対応本部）

「市川市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び特定建築物（学校、病院、百貨店、事務所等）の所有者に対して、耐震化を促進させる施策を推進し、平成32年度における耐震化率95%以上を目指す。

また、緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。なお、耐震化を促進するため、施策を推進する。

2 ブロック塀等の倒壊及び落下物の防止

(1) ブロック塀等の倒壊防止（被災市街地対応本部）

緊急車輛等の通行を阻害するおそれのあるブロック塀等について対策を図る。

(2) 落下物の防止（被災市街地対応本部）

窓ガラスや外装材、屋外広告物等の落下を防ぐため、対策を図る。

3 地震火災の防止（消防本部、消防団）

(1) 出火防止

住宅用火災警報器の設置推進や停電時における通電火災防止対策の推進（感震ブレーカー等の普及）等の対策を図る。

(2) 初期消火

火災に対して多くの市民等が対応できるよう、家庭等への消火器の設置啓発や自治町会、地域（自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取り扱い方について指導等の対策を進める。

(3) 火災防止制度の推進

火災に対し、施設管理者が適切な対応が図れるよう危険物施設等の保安監督指導や予防立入検査の強化指導等の対策を進める。

(4) 延焼拡大の防止

本市では延焼火災の危険性が高いため常備消防の強化に加え、消防団の強化を図るとともに消防団に関する住民意識の高揚や女性消防団の積極的確保等を進める。

4 危険物施設等の安全化（消防本部、危険物取扱事業者）

(1) 危険物施設等の保安監督の指導（消防本部）

地震による2次被害を防止するために、危険物施設等の所有者、管理者に対する設備等への安全装置付設の指導や応急措置・復旧を定めた計画作成の指導等の対策を図る。

(2) 危険物施設等の取組み（危険物取扱事業者）

危険物施設等の所有者、管理者は、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従業者等に対する教育を計画的に実施し、危険物施設等に対する保安の確保に努める。

5 地籍調査の推進（被災市街地対応本部）

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、地籍調査を推進する。

第3 土木・ライフライン施設の安全化

1 道路及び交通施設の安全化

(1) 道路施設（被災市街地対応本部、首都高速道路株式会社）

ア 一般道路の安全化

地震による路面のさく裂や陥没等を防ぐために、道路の舗装改修の実施計画の策定及びその実施や防災上重要な路線の拡幅等の対策を図る。

イ 橋りよの安全化

河川架橋、路線橋、歩道橋等の橋りよについて、震災時の避難及び緊急物資輸送に支障のないよう、落橋・倒壊防止対策の実施対策を図る。

ウ 高速道路の安全化

「橋、高架の道路等の技術基準について」に基づき、道路構造物、管理施設、災害時の情報収集・伝達等に必要通信施設等の常時点検等の安全性の強化を図る。

(2) 鉄道施設（各鉄道事業者）

各鉄道事業者は、各事業所の整備計画等に基づき、車両や施設の耐震対策、防災体制等の整備を行う。

(3) 港湾・漁港施設（千葉県、災害対応事務局、行徳本部）

緊急物資の輸送拠点としての活用を考慮し、耐震岸壁の整備や液状化対策等の可能性について、検討する。

2 ライフライン施設の安全化

(1) 上水道施設（千葉県水道局市川水道事務所）

老朽化した既存施設の更新、補強等があるため、千葉県は、水道局水道事業震災対策基本計画に基づき、施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

(2) 下水道施設（被災市街地対応本部）

下水道総合地震対策計画に基づき、ポンプ場、処理場、管路施設、マンホールの耐震性の強化及び液状化対策や施設のネットワーク化等の対策について検討を進める。

(3) 電気施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

法令等で定める技術基準等に基づき、建物や設備、土木工作物の安全化対策を行う。

(4) ガス施設（京葉瓦斯株式会社）

設備、施設の設計については法令等で定める技術基準等に基づき、安全化対策を行う。

(5) 電気通信施設（東日本電信電話株式会社）

建築基準法等に基づき、各施設等の安全化対策を行う。

第4 災害に強い都市構造づくり

大規模地震に襲われても都市として機能できるよう、都市構造の強化を図る。

1 避難場所及び避難路の選定・整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

(1) 方針

各地区に必要とされる安全な避難場所、広域避難場所やそれらの避難場所を結ぶ複数の安全な避難路を確保できるように努める。

(2) 選定

地域の実情に応じた具体的な避難場所及び避難路を確保する。

(3) 整備

地震時に迅速かつ安全に避難できるよう避難場所を示した案内板等の整備や避難路となる都市計画道路の優先整備等の対策を進める。

2 延焼遮断帯の形成（被災市街地対応本部）

(1) 方針

震災時の延焼被害を最小限に食い止められるよう、道路、河川、公園等のオープンスペースをはじめ、耐火建築物や緑地等からなる延焼遮断帯の形成を図る。

(2) 都市防災不燃化促進事業の導入

延焼遮断帯としての重要性や地域の建築物の不燃化の進捗状況等をもとに、都市防災不燃化促進事業の導入等を図る。

(3) 防火地域・準防火地域等の指定

必要に応じ、防火地域・準防火地域の指定の拡大等を図る。

(4) 緑地の保全

都市緑地法に基づき特別緑地保全地区を指定する等、良好な緑地の保全に努める。

(5) 重点地区の設定

建物密集地域や公共施設等の重要施設が存する地域において、延焼遮断帯の形成に努める。

3 市川市防災まちづくり計画

防災は、行政の重要な基本的責務の一つであるが、住民個人にとっても、日常生活における重要な基礎的要素である。このことから、行政の都市レベルによる上記施策に加え、住民との協働による防災まちづくりを進めていく必要がある。

本市では、行政と住民の共通認識のもとで防災意識等の向上を図るとともに、公民の役割を明確にし、狭小敷地の密集や基盤未整備等、各地域の課題に対応した防災まちづくりを推進する。

4 総合的な交通体系の整備

(1) 方針

災害時の道路交通の遮断・混乱に備えて、多様な交通手段を確保し、緊急交通網の体系化を図る。

(2) 緊急活動道路網の選定等（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

災害時には、物資・資器材等の搬入、応急給水活動、瓦礫の搬送等が必要となるため、緊急活動道路

を事前に選定した上で、緊急活動道路網計画を策定して、災害時の円滑な道路交通を確保する。

選定にあたり、千葉県は緊急輸送道路1次路線及び2次路線と有機的に連携を保つこととする。

活動路線が総合的に機能するよう道路啓開等に関わる業者との協定締結や道路啓開業務に必要な工事資材等の確保対策を講ずる。

(3) 輸送拠点の確保（災害対応事務局）

効率的に物資等の輸送を行うため、緊急物資等の受入口として、大洲防災公園、広尾防災公園、道の駅いちかわを輸送拠点に設定するとともに、地方卸売市場、民間施設の活用を検討する。

(4) 代替交通手段の確保（千葉県、災害対応事務局、被災市街地対応本部、行徳本部）

震災時の代替交通手段を確保するために、港湾・漁港施設の耐震強化や海上から内地へのアクセス路の整備等の対策について検討する。

(5) 災害廃棄物処理拠点及びエネルギー創出拠点の整備の検討（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

次期クリーンセンターの整備に際しては、震災時の廃棄物処理拠点として整備を行うとともに、廃棄物の焼却により得られる電気及び熱エネルギーを災害時に利活用できるよう検討する。

5 地区単位での防災まちづくり

防災の強化に向けて、地区の特性に応じたきめの細かなまちづくりを進めていく。

特に、災害危険度の高い密集住宅市街地等を中心に、まちづくり事業を活用した面的な整備を進める。

(1) 市街地再開発事業（被災市街地対応本部）

既存の市街地再開発事業地区においては、事業実施計画等の検討にあたり可能な限り周辺市街地の防災性の向上に貢献できる計画となるよう配慮する。また、市街地再開発事業を計画する際には、周辺地域の防災課題を調査・把握し、周辺市街地の防災力の向上に貢献する計画となるよう配慮する。

(2) 土地区画整理事業（被災市街地対応本部）

土地区画整理事業を計画する際には、あらかじめ防災課題を調査・把握し、可能な限り周辺市街地の防災力の向上に貢献する計画となるよう配慮する。

(3) 狭あい道路の拡幅等対策（被災市街地対応本部）

狭あい道路は、緊急時において緊急車両の乗り入れができない等、消防・緊急活動に大きく支障をきたすおそれがあるため、狭あい道路の拡幅整備を進める。

(4) その他の事業による整備（被災市街地対応本部）

密集市街地における地区レベルでの防災まちづくりを推進するために、有効な事業等を検討する。

(5) 事前復興への取組み（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

大規模地震による甚大な被害が予想される地区を中心に、日頃から震災復興まちづくりについての模擬訓練を行い、復興まちづくりの検討・推進体制と進め方についての理解を促すとともに、日頃からの地区住民主体による防災まちづくりの推進を促す事前復興の取組みを検討する。

第5 防災拠点施設・空間の整備

震災時の対応活動に焦点をおいて、市民等の活動を都市構造の面からバックアップする対策として、都市又は地区の拠点となって機能する施設や空間の整備、またそれらのネットワーク化等を進めていく。

1 本庁舎の安全安心拠点化（災害対応事務局）

本庁舎の建替え等の検討を進める中で、電気・水道・ガス等のライフラインのバックアップ機能を積極的に導入し、防災拠点機能の充実に努め、震災時には本市全域における災害応急対策活動の中核拠点となるよう整備を進めていく。

2 現地災害対策本部等の整備（災害対応事務局、消防本部、各施設管理者）

震災時の対応活動に必要な防災拠点施設等を地区の特性等に応じて整備する。

防災拠点施設等

防災拠点施設	機能
災害班（6班）	災害対応を行うための拠点 本市内を6つの地区に区分し、それぞれに1箇所設置される。
小学校区防災拠点	発災初期を中心に小学校区を単位として地域住民と協した情報収集・発信、災対本部との連絡、避難生活支援等の応急対策活動を行う拠点 予め指名された近傍居住職員が市立小学校に参集し設置する。
医療救護所	応急医療活動の拠点。市川市医師会等の協力により、最大15箇所に設置する。
避難場所	災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所 以下の災害種別ごとに被害想定等を考慮して指定されている。 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 121箇所 ○津波 121箇所 ○江戸川氾濫 104箇所 ○内水・真間川氾濫 111箇所 ○高潮 121箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 89箇所
広域避難場所	延焼火災等によって避難場所に危険が迫ってきた場合等に避難する場所
避難所	災害の危険性があり避難した住民等や災害により自宅に戻れなくなった住民等が滞在するための施設 被害想定や施設の規模、物資輸送等を考慮して指定している。また、災害時には市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮して、避難所を開設する。 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 89箇所 ○津波 89箇所 ○江戸川氾濫 89箇所 ○内水・真間川氾濫 89箇所 ○高潮 89箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 70箇所
福祉避難所	要配慮者のために指定・開設する避難所（44施設）
災害時帰宅支援ステーション	九都県市の協定に基づき帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ等のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
一時滞在施設	帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設
帰宅困難者支援施設	本市が締結する協定等により帰宅困難者等に対して、トイレ、水道水、食糧等の物資のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
防災倉庫	本市内14箇所及び小・中学校（55校）に設置している。
消防署所	11箇所が常設されている。

臨時消防署	災害時に開署される非番消防職員のための活動拠点。消火及び救出用資器材が格納され、本市内20箇所に設置されている。
消防団詰所	消防団による初期消火及び救出活動の拠点

3 防災拠点施設等の機能整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部、各施設管理者）

各防災拠点施設については、以下の機能の整備を図る。

- (1) 施設の耐震性の強化
- (2) 通信設備の整備
- (3) 自家用発電機の整備
- (4) 各防災拠点施設に必要な資器材の確保
- (5) 地区特性を考慮した特定防災拠点施設の機能強化
- (6) 要配慮者対策（避難行動要支援者用の避難場所の確保、障がい者用機器等の備蓄等）

4 震災時に利用可能な空地の把握と利用計画の検討（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

震災時、空地は、避難地や延焼遮断帯、救護活動の場や緊急物資の集積場、仮設住宅の建設地となる等、多岐にわたり有効な役割を果たすため、以下の対策について検討を進める。

- (1) 震災時の対応活動に必要な空地の洗い出し
 - ア 応急仮設住宅の建設用地
 - イ 応援要員の駐屯地
 - ウ 復旧資器材置き場
 - エ 瓦礫置き場等
- (2) 利用目的別に求められる空地の要素や利用時期の整理
- (3) 利用可能な空地の現況把握
- (4) 空地の利用計画の作成
- (5) 一定の既存空地の保全

第2節 災害に強い協力体制の確立

第1 震災対応体制の整備

各地区の状況確認と職員参集・配備を連動させ、地域の共助による自主活動と連携して、早期の被災状況把握と地区ごとの対応体制の確立を並行して行う体制（本部一拠点体制）の整備を図る。

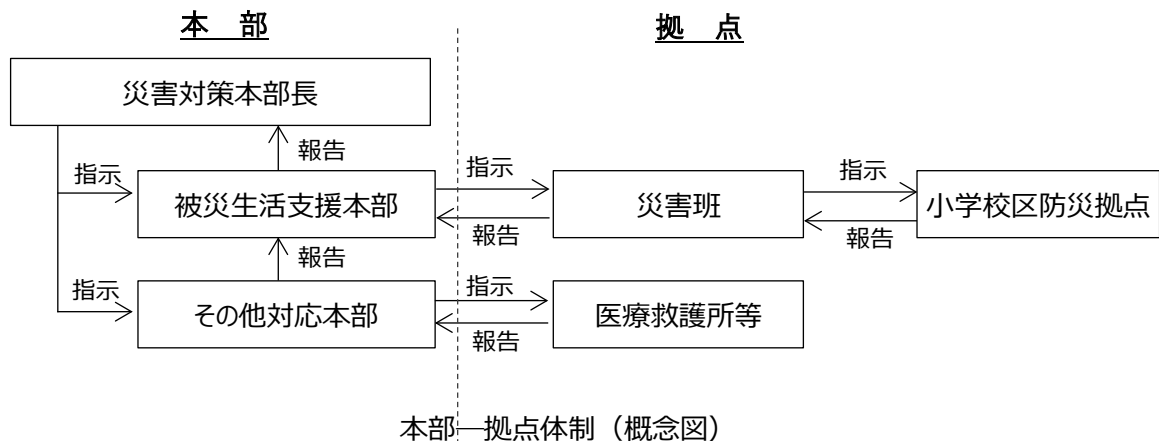
1 本市職員等の本部一拠点体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

以下の条件を満たす体制を整備していく。

- (1) 現地拠点重視型の対応体制
- (2) 各地の被災状況の確認を優先した参集・配備体制
- (3) 地域の共助による自主活動と連携した活動体制
- (4) 市民の自発的な活動やボランティア活動と効果的な協力ができる体制

2 本部一拠点体制の関係施設等の整備（災害対応事務局、各対応本部）

本部一拠点体制に必要な施設及び資器材について、震災対応に適した配置を考慮して、整備を進めていく。



3 職員の防災力強化（災害対応事務局、各対応本部）

本市職員が適切に震災時の応急対応等を実施するため、必要な知識の普及とそれぞれの役割に応じた訓練を行い、防災力の強化を図る。

(1) 職員の自助に対する取組み

震災時に応急対策業務等を確実に実施するため、各家庭や職場で水・食糧等の備蓄、住まいの耐震化や家族との連絡方法の確認等を自主的に実施するよう促し、必要な支援を行う。

(2) 職員の防災研修

職員研修においては「防災」を必須科目として組み込み、職員の防災意識と対応力の向上を図る。また、災害対応の核となるリーダーを職員の中から育成していく。

(3) 各対応本部の対策検討・訓練の実施

各対応本部で災害対応対策のマニュアル作成・訓練の実施等を行うとともに、発災時の課題等について検討を行い、防災力の向上を図る。

(4) 女性の視点の反映

防災施策について、女性の視点から見直し等を検討し、防災対策の推進・強化を図る。

4 業務継続計画（BCP）の推進（災害対応事務局、各対応本部）

(1) 方針

市川市業務継続計画（BCP）の策定、見直しにより、災害発生時の行政機能を継続・維持できる体制を構築し、推進していく。

(2) 業務継続計画の基本的な考え方

非常時優先業務に加え、職員参集率や庁舎の耐震性等の状況を確認し、現状の課題を把握する。

(3) 業務継続計画の推進

業務継続計画を効果的に遂行するために、業務継続計画を管理・運用する業務継続マネジメント（BCM）を推進する。

第2 協力体制の整備

1 関係機関との協力体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

(1) 方針

震災時に連携が欠かせない関係機関と平常時からコミュニケーションを取り、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、その関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 各種協定等に基づく協力体制の整備

必要に応じて、震災対応体制の中へ関係機関の協力を位置付けるとともに、専門的な視点で検討する機会を設ける等して体制の強化を図る。

また、定期的に協定団体・事業者との情報交換会を開催し、本市の施策の紹介や情報交換、意見交換を通じ、協力関係の強化を図る。

2 他自治体等との協力体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

(1) 方針

被災した1自治体が全ての震災対応を行うことは困難であるため、柔軟かつ積極的に他自治体等との協力体制の整備を図る。

(2) 協定等に基づく相互応援体制の整備

自治体間の相互応援については、協定等によってその関係及び活動内容等を明確化し、体制の整備を図る。また、定期的に情報交換、訓練等を実施し、連携強化を図る。

(3) 受援計画の作成

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他自治体等関係機関からの応援を受けることができるよう受援計画の策定に努める。

3 市民・事業者の協力体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部等）

(1) 方針

震災時には、防災関係機関の活動だけでは対応しきれない様々な活動が求められるため、市民・事業者等の協力体制の整備を図る。

(2) 自治（町）会による防災活動への支援

震災時、各地域で市民等が協力して対応活動ができるよう、各自治（町）会の防災活動に対して、以下の支援を実施している。

- ア 防災資器材購入に関する補助金の交付
- イ 防災訓練等の実施に関する補助金の交付

(3) 地域の実情に応じた協力体制の整備

市民・事業者間で震災時に機能する組織的な協力体制をつくるために、地域の実情に応じた体制の整備を進める。

4 ボランティアとの協力体制の整備（災害対応事務局）

(1) 方針

震災時の対応活動に対し、ボランティアを受け入れていくための体制の整備を進める。

(2) 本市内ボランティア団体との連携

現在、本市内に352のボランティア団体が把握されており、そのうち104団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。

震災時には、これらボランティア団体による様々な活動の展開が想定されるため、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を中心に本市内の各種ボランティア団体等と震災時の活動を想定した連携体制の整備を図る。

また、平成14年に結成された「市川災害ボランティアネットワーク」は、震災時を想定したボランティア活動について意見交換を行い、日頃から防災、減災に関する啓発活動を進めている。

(3) 市川市災害ボランティアセンターの開設に向けた協力体制の整備

震災時に社会福祉法人市川市社会福祉協議会が市川災害ボランティアネットワーク、市川市ボランティア協会等と協力して、外部からのボランティアを円滑に受入れることができるよう、平常時から協力体制を強化する。

また、市川市災害ボランティアセンターの開設運営訓練等を支援し、震災時の開設に備える。

ただし、「専門ボランティア」の受入れは、活動内容別に各対応本部が行うものとし、市川市災害ボランティアセンターは、「一般ボランティア」の受入れを行うことを原則とする。

(4) ボランティアに対する事故補償制度の検討

ボランティアの受入体制を整備するにあたり、本市による事故補償制度の整備を検討する。

第3 情報連絡・伝達体制の整備

震災時に情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの体系化と防災行政無線をはじめとする無線通信施設等の整備を図る。

1 情報連絡・伝達体制の整備・強化（災害対応事務局、広報班）

(1) 情報連絡・伝達体制の整備

震災時の情報連絡・伝達体制として、無線通信連絡網とその通信連絡要領、有線通信連絡網を定めている。

有線回線の情報連絡・伝達体制については、平常業務における電話の使用を制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたるよう、本市各部及び防災関係機関それぞれに連絡責任者及びその際に使用する指定電話を定める。

なお、指定電話に変更があった際には、災害対応事務局（危機管理室）に修正を報告する。

そのほか、協定に基づく京葉西部地区タクシー運営委員会の協力や、市川市アマチュア無線局非常無線連絡協議会の自主的な協力を得て、十分な情報連絡・伝達体制の整備を図る。

(2) 情報連絡・伝達体制の強化

情報連絡・伝達体制の機能強化に向け、以下の情報関連対策について検討する。

通信機器を使用した訓練の実施	被害情報収集の多ルート化	市民等への情報伝達手段の確保	情報管理体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> 通信に関するマニュアルの作成等 定期的な通信訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 高所カメラシステムの整備 職員ポータルサイトの有効活用検討等 	<ul style="list-style-type: none"> 放送機関への放送要請の体制整備 SNSを活用した情報発信体制の整備等 Lアラート（災害情報共有システム）の活用 職員への一斉送信システムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市内LANの管理 データ更新体制の強化 被災者支援システム、避難行動要支援者支援システム等の活用等

2 通信施設等の確保（災害対応事務局、広報班）

震災時の通信機能を補強していくために、以下の対策について検討する。

- (1) 通信機器・施設の耐震性の向上
- (2) 防災行政無線（同報無線）の再整備
- (3) 通信機器・配線等の整備
- (4) 有線通信施設の輻輳対策（専用回線網の整備、回線の多ルート化）
- (5) 災害時優先電話の増備

第4 消防・救助体制の整備

大規模火災に対応していくために、震災時における消防組織体制の強化と消防水利及び消防用資器材の拡充を図る。

消防本部では、震災時の消防組織体制を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備えて、応援協定や「市川市消防局広域応援計画及び受援計画」の策定等も行っている。

1 消防・救助体制の強化（災害対応事務局、消防本部）

初期消火に関する知識・技術の普及、家庭・事業所への消火器具等の設置の奨励、自衛消防組織及び自衛消防隊の強化等の消火体制の整備を図る。

また、消防活動に関わる仕組みとして、地震発生直後に火災防止のための緊急点検を呼び掛ける緊急広報体制等があり、これらの火災防止対策等の検討も進めていく。

2 多様な消防水利の確保（災害対応事務局、消防本部）

震災時、各地区に十分な消防用水を確保していくために、多様な水源の活用を図る。

なお、建築物の延焼危険度の高い地域及び耐震対応を行っていく上で重要な地域について、優先して耐震性貯水槽等の消防水利の整備計画を作成し、整備に当たる。

特に上水道施設の被害が予想される行徳及び南行徳地域については、消火用水として消火栓以外の水利確保に努める。

また、特定の水源については、関係者との事前協議を行い、取水体制等の整備の検討を行っていく。

3 消防用資器材等の増強・配置（災害対応事務局、消防本部）

震災時に想定されている大規模火災等に対応するため、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等も利用できるよう、国の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」により、消防用資器材等の増強・配置を推進する。

第5 応急医療体制の整備

震災時、早期に医療救護所を開設し、円滑な応急医療活動ができるよう、救護班の編成や応急用医療資器材の配備等の応急医療体制の整備を図る。

一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会及び市川浦安接骨師会との協定に基づいて、医療救護所の開設及びその運営体制を定めている。

1 応急医療体制の整備（医療本部、消防本部）

震災時の応急医療体制の整備に向け、以下の対策を進める。

- (1) 医療機関における震災対策の徹底
 - ア 既入院患者の安全確保・避難体制
 - イ 平常時の業務と震災時に新たに発生する業務の整理等
- (2) 非常参集体制の整備
 - ア 自主参集基準の設定（一般社団法人市川市医師会等との協議による）
- (3) 通信手段の確保（優先電話の指定）
- (4) 緊急医療活動の研修・訓練
- (5) 広範地域における長期連携体制の整備
- (6) 広域災害医療情報ネットワークの整備

2 医薬品及び応急用医療資器材等の確保（災害対応事務局）

震災時の応急医療活動に必要な資器材等を確保するため、15箇所の医療救護所の資器材の備蓄が完了している。

また、一般社団法人市川市医師会等との協議に基づいて、各医療救護所用の医薬品の備蓄を進めている。

なお、千葉県市川健康福祉センターには、「災害用備蓄医薬品（500人分）」「災害用備蓄衛生材料」を備蓄してあるので、その活用を図る。

今後はさらに、確実な応急医療体制の整備に向けて、以下の対策を図る。

- (1) 備蓄医薬品の管理体制の整備（医薬品の入れ替え等）
- (2) 医療用水源の確保

3 市川市災害医療コーディネーターの配置（医療本部）

震災時の応急医療活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、応急医療活動の総合調整役として市川市災害医療コーディネーターを配置する。市川市災害医療コーディネーターは、応急医療活動に関する助言及び関係機関との調整を行う。

第6 津波に対する自衛体制

平成24年に千葉県が発表した津波浸水予想図では、本市における最大津波高は、2.5mと想定されている。（湾口で10m（防潮施設なし、防潮水門開放）の場合）

高谷新町や新井等の箇所では河川からの越流による浸水が想定されているものの、直ちに人命に影響を与えるものではないが、津波発生時に確実な避難が可能になるよう早急な情報提供等の必要な対策を推進する。

◆津波対策の基本的な考え方

津波には、海岸保全施設等のハード対策と津波避難を軸としたソフト対策による多重防御の考え方が求められる。

しかし、本市に想定される津波の最大浸水深は2m程度で、到達時間にも余裕があるため、適切な情報提供方策の整備を行うことで人命の確保は可能であると考えられる。

このため、本市においてはソフト面に重点を置いた対策を講じるものとする。

1 津波に対する避難体制（災害対応事務局、消防本部）

(1) 避難場所及び避難所の指定

津波からの避難のため避難場所及び避難所の指定を行う。なお、被害想定は、千葉県が発表した津波浸水予想図（湾口で10m（防潮施設なし、防潮水門開放）の場合）を使用する。

(2) 避難指示（緊急）

避難指示（緊急）は、津波注意報・警報を基本とするが、震度4以上の地震を覚知した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらゆる情報等を積極的に収集し、それらを総合的に判断して発令する。

(3) 避難誘導等

避難誘導については、防災行政無線、広報車等により、避難場所（津波）に誘導することを基本として地域内企業、住民等に自主避難と連動し、迅速、的確に実行し得るよう体制を確立する。

(4) 津波浸水予測図の周知

減災マップ等により、千葉県地震被害想定結果に基づく津波浸水予測図の周知を図る。

(5) 津波避難計画の作成

本市では「千葉県津波避難計画策定指針」に基づき、津波避難計画を作成している。必要に応じて、津波による浸水が予想される地域では、本市と自治（町）会、地域（自主）防災組織等との協働により、地域ごとの津波避難計画の作成を検討する。

2 津波に関する知識の普及（災害対応事務局、広報班、消防本部、学校教育班）

(1) 市民に対する津波に関する知識の啓発

「第3節1 防災知識の普及」における様々な機会と方法により、津波の基礎知識、津波警報発表時の避難方法等を紹介し、地域の「自助」「共助」により速やかな避難行動が行えるよう啓発を行う。

(2) 多様な手段による津波情報の伝達

気象庁から津波注意報・警報が発表された場合、防災行政無線（同報無線）、広報車、サイレン等により市民に伝達するとともに、夜間や休日の情報伝達に備えてJ - A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用やエリアメール、緊急速報メールの自動発信等、市民に確実に情報が届くよう多様な

手段を用いて迅速に情報提供を行う体制を整備する。

3 水門の操作等（被災市街地対応本部）

津波注意報・警報の発表時に必要に応じて、水門を操作する。

また、水位計により常時監視体制を取り、津波注意報・警報の発表にかかわらず、機場位置で1.8mの警戒潮位を越えると判断されるときは、水門を操作する。

なお、平常時には、水門の点検、護岸の巡視等、有事にその機能が十分に発揮されるよう万全を期す。

津波注意報・警報の発表時の操作を想定している水門等

水門 等	点検・操作
二俣2号水門	水と緑の部
真間川水門	
原木水門	
高谷川水門	
塩焼陸閘	
中江川水門	
湊水門	

第7 避難体制の整備

災害状況に応じて危険地域から安全かつ早急に避難し、被災者が安定した避難生活を送れるよう避難体制の整備と強化を図る。

1 震災時における避難の基本的な考え方

震災時の避難は、応急避難と避難生活の大きく2つの段階に分かれ、それぞれ使用する施設の運営体制が異なる。この点について混乱のないよう市民や施設管理者に周知徹底を図り、震災時に適切な避難行動と各避難施設による受入れが行われるよう体制の整備を行う。

特に公共施設は災害時に役割が大きく変わることから、各施設の施設管理者に対し、震災時の避難者等の受入れについて、周知の徹底を図る。

<p>応急避難</p>	<p>延焼火災や津波等からの緊急的な避難であり、延焼火災時には、まず、最寄りの避難場所へ避難し、避難場所に危険が迫ってきたら広域避難場所へ移動するという二段階避難を想定している。</p> <p>応急避難が必要な期間は比較的短時間であるため、各避難場所における水、食糧、生活必需品等の供給は想定していない。</p> <p>自動車を運転中に自動車を置いて応急避難をする場合は、道路外の場所に移動させるか、やむを得ない場合は道路の左側に寄せ駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままでドアロックしない状態で応急避難を行う。</p> <p>なお、応急避難時には徒歩又は自転車での避難を原則としているが避難行動要支援者等は自動車を使用した避難も考えられる。</p>
<p>避難生活</p>	<p>自宅が倒壊・焼失する等により、自宅での生活が困難になった市民が、公共施設等に応急的な生活の場を求める避難であり、事前に指定した施設を避難所として開設する。</p> <p>避難所は避難者自身が自律的に避難所運営を行っていく。</p>

2 応急避難体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部）

早急かつ安全に避難ができるよう、以下の対策を図る。

- (1) 避難勧告・避難指示（緊急）発令のための手順整理
- (2) 避難誘導体制の整備・周知（減災マップの配布等）
- (3) ペット同行避難体制の整備
- (4) 避難勧告・避難指示（緊急）の伝達方法の充実
- (5) 自治（町）会等による集団避難体制の確立
- (6) 避難行動要支援者対策の実施（避難行動要支援者の避難指示区域外への避難）
- (7) 避難環境の整備（避難誘導標識、夜間照明施設等の整備）
- (8) 帰宅困難者対策の検討
- (9) 車中泊者の把握及び対応方法の検討

3 避難所の開設及び運営体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部）

避難所の開設及び運営を円滑に行えるよう以下の対策を図るとともに、「市川市避難所マニュアル」を作

成し、運営体制を確立する。

(1) 避難所の開設・運営・閉鎖に関する方針の明確化

避難所の開設・閉鎖基準や避難所に必要な資器材・備品等の準備等を明確化し、災害時に避難者を迅速に受け入れる体制を整備する。

(2) 要配慮者対策

高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備する。

(3) ペット対策

ペット同行避難者を受け入れる体制を整備する。

4 ペット対策の整備（千葉県、被災生活支援本部）

「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、次の取組みを進める。

(1) 飼い主責任の原則

「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ゲージ・エサ等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。

(2) ペット同行避難の周知

飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加えるおそれのあるペット等の避難所等への同行避難は禁止とする。

(3) ペット避難所の優先開設場所候補地

「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、優先して開設可能なペット避難所を定める。

(4) 動物の救助及び保護体制の整備

ペットが逃げ出したり、遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。

また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、名札等のペットへの装着について、周知に努める。

(5) 一時預かり

ペットの一時預かりが可能なペット関連事業者等にも災害時の協定を締結できるよう千葉県と調整する。

ペット飼育者は避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。

第8 要配慮者支援対策

1 避難行動要支援者の支援対策

(1) 基本方針

過去の大規模災害では、地域の住民により、避難に特に支援を要する者「避難行動要支援者」の多くの命が救われた。

そこで、本市では、避難行動要支援者に対して適切かつ円滑な支援を行うため、「市川市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、以下の対策を推進する。

(2) 避難行動要支援者を支援する関係者との連携（被災生活支援本部）

本市では、避難行動要支援者本人や家族等から同意が得られた場合、自治（町）会、民生委員・児童委員（市川市民生委員児童委員協議会）の避難支援等関係者に対して、平常時から避難行動要支援者名簿を提供し、災害時における情報伝達、安否確認、救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制を整備する。

また、平常時において、避難支援等関係者が避難行動要支援者と円滑に信頼関係を構築できるよう支援を行う。

(3) 避難行動要支援者の把握（被災生活支援本部）

災害時に、より迅速な安否確認や救助・救援活動を実施するため、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握することが必要である。

平常時から本市の各担当部署が保有する情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（被災生活支援本部）

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、以下の者を対象とする。（施設入所者及び長期入院している者は除く。）

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳を所持している者
- ③療育手帳を所持している者
- ④精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- ⑤本市の障がい福祉サービスを受けている者
- ⑥市川市難病患者等福祉手当を受給している者
- ⑦①から⑥に該当しないが、相応の支援を必要とすることから登載を希望する者

(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法（被災生活支援本部）

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は、氏名、生年月日、年齢、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項とする。

自ら名簿に登載を希望する者からの申請を除き、これらの個人情報については、本市の各担当部署から提供を受ける。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新（被災生活支援本部）

随時、本市の各担当部署から情報提供を受けることにより、避難行動要支援者名簿の個人情報を最新の状態に更新する。

また、概ね1年に1度の頻度で更新した難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する。

(7) 避難行動要支援者名簿の管理（被災生活支援本部）

市川市個人情報保護条例に基づき、個人情報の流出を防止する等、適切な管理を行う。
 また、避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿を提供する場合、以下の対策を講じる。

- ①個人情報の取り扱いに係る覚書を締結（本市と避難支援等関係者）
- ②避難行動要支援者名簿の管理責任者の選任（避難支援等関係者）
- ③避難行動要支援者名簿の保管場所の届出（避難支援等関係者）
- ④避難行動要支援者名簿の取扱者登録書の作成（避難支援等関係者）
- ⑤避難行動要支援者名簿の個人情報についての守秘義務に関する説明（本市）

(8) 避難指示等の情報伝達（被災生活支援本部）

災害時には、避難支援等関係者と連携・協力して、避難行動要支援者に対し、速やかに「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」等の情報を伝達する。

特に、避難行動要支援者が速やかに避難できるようにするため、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で、避難行動要支援者に対し、確実に情報を伝達するよう努める。

なお、情報の伝達にあたっては、視覚障がい者や聴覚障がい者等が的確に情報を受け取る必要があることから、防災行政無線、本市公式 Web サイト、SNS、メール等、様々な情報形式や手段を用いることとする。

(9) 避難支援等関係者の安全確保（被災生活支援本部）

避難支援等関係者に対し、以下の事項について周知を行う。

- ①災害時には、まず、自分の身を守ること。
- ②自身及び家族等の安全を確保した上で、可能な範囲内で支援活動を行うこと。
- ③避難行動要支援者の支援は、法的な義務を負うものではないこと。

また、避難行動要支援者に対し、災害の状況によっては、支援を受けることができない可能性があることを周知して、理解を得るよう努める。

(10) 防災設備等の整備（被災生活支援本部、消防本部）

避難行動要支援者の安全を確保するための「あんしん電話」等の緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者等へ情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、火災報知器等の設置等の推進に努める。

(11) 避難行動要支援者の自助に対する取組みの推進（被災生活支援本部）

災害時には、長距離の移動や避難生活に耐えられない避難行動要支援者もいることから、自宅の耐震・不燃化、家具の転倒防止、食糧や飲料水の備蓄等、在宅避難への支援を推進する。

(12) 防災知識の普及、防災訓練の充実（被災生活支援本部）

避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者への具体的な支援方法や「支え合い」の重要性を周知するとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、災害に対する基礎知識等の普及に努める。

2 福祉関連施設等における防災対策（被災生活支援本部）

福祉関連施設等の利用者の安全を確保するため、本市及び民間の福祉関連施設等に対し、次の対策を講じるよう周知を行う。

(1) 施設の安全対策

福祉関連施設等の施設管理者は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気・ガス・水道等、ライフラインの供給停止に備えて、生活維持に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災資器材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、施設利用者の避難確保計画をはじめ、予め施設職員の任務分担や動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民や地域（自主）防災組織等とのつながりを深め、利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりに努める。

(3) 防災学習・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や利用者等が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災学習を実施する。

また、施設の職員や利用者等が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や利用者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

3 在宅避難をしている要配慮者に対する支援（被災生活支援本部）

市川健康福祉センター（保健所）、社会福祉法人市川市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、在宅避難又は応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対して、健康相談や生活支援を行う。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備等について、日頃から主治医や関連施設等と相談するよう周知する。

4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部）

子どもの安全を確保するため、保育園、幼稚園、小学校等において、保護者が迎えに来るまでの間、子どもを預かり、保護者に子どもの安否を迅速に連絡する体制の整備を進めていく。

また、女性に対する配慮として、生活必需品等の提供方法、避難所や帰宅困難者の休憩施設における空間の分離、相談体制の整備、託老・託児システムの設立、防犯対策等を検討していく。

5 外国人等の要配慮者への対策（被災生活支援本部）

日本語が十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行われるよう以下の対策を講じる。

- ①多言語や「やさしい日本語」による広報活動の充実
- ②図等を多用した避難案内板の整備
- ③外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- ④市川市国際交流協会等の関係団体と協力
- ⑤ボランティア等の確保

第9 帰宅困難者・滞留者対策の整備

大規模地震が発生すると、本市内の事業所や学校等に通勤・通学している人々が帰宅困難者となるとともに、本市内の在住者が市外の通勤先や通学先で帰宅困難者となることが想定される。

また、本市は、東京に隣接する立地特性から、都心等から本市を通過して帰宅しなければならない帰宅困難者が多数発生することから帰宅困難者・滞留者対策を整備・推進する。

1 帰宅困難者・滞留者対策

(1) 情報収集・提供体制の構築（千葉県、災害対応事務局、被災生活支援本部）

災害時における鉄道運行状況や道路交通情報の収集伝達体制の整備を図るとともに、千葉県及び隣接市等と、鉄道・道路状況等に関する相互の情報交換体制の確立を図る。

また、帰宅困難者・滞留者が「むやみに移動を開始しない」で適時に帰宅できるよう、関係機関等と協力して地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供する体制を構築する。

(2) 帰宅困難者支援施設の確保（千葉県、災害対応事務局、被災生活支援本部）

徒歩帰宅者に帰宅情報や一時的な休憩の場を提供するため、帰宅困難者支援施設の準備を行う。

また、幹線道路沿いに立地する事業所等に対し、徒歩帰宅者に対する情報提供や支援等の協力を依頼する。千葉県を含む九都県市では、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、コンビニエンスストアが帰宅困難者に対して、飲料水やトイレ、道路情報の提供、一時的な休憩場所の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」となることが計画されている。

なお、千葉県では徒歩帰宅者をガソリンスタンドで支援するため、千葉県石油商業組合と協定を締結している。

(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実に向けた取組み（災害対応事務局、被災生活支援本部）

今後、帰宅困難者・滞留者対策をより充実していくために、次の取組みを進める。

ア 東日本大震災における帰宅困難者の行動パターンやニーズの分析

東日本大震災における帰宅困難者・滞留者の歩行ルート、利用施設、公的支援に対するニーズ等に関する情報や記録を収集・分析し、対策の留意点を把握する。

イ 九都県市による広域的な対策の推進との連動

帰宅困難者等対策は、広域的に講じる必要があることから、九都県市と連動し、帰宅困難者等対策を推進する。

ウ 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

駅周辺帰宅困難者等対策協議会において、官民で協働・連携して対策の検討を行う。

エ 帰宅困難者等に係る物資備蓄

帰宅困難者に対し、食糧等を提供するための備蓄に努める。

2 市民、事業者、学校等への啓発

(1) 一斉帰宅の抑制（災害対応事務局、被災生活支援本部）

帰宅困難者・滞留者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して、広報紙、本市公式Webサイト、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、各事業所において従業員等が待機でき

るように、水、食糧、生活必需品等の備蓄、滞在スペースの確保を促進する。

(2) 安否確認に関する啓発（災害対応事務局、被災生活支援本部）

災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（Web171）等）やSNS等、複数の安否確認手段について普及・啓発を図るとともに、企業や学校等関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 事業者・学校等に対する啓発（災害対応事務局、被災生活支援本部）

事業者・学校等に対して、自社従業員や教職員・児童生徒等の一定期間の収容、食糧や飲料水3日以上（推奨1週間）、生活必需品等の備蓄、家族を含めた安否確認等の体制整備を啓発する。

また、事業者等に対し、帰宅困難者を想定した訓練の必要性について啓発するとともに、集客施設を有する事業所等に対し、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討するようあわせて啓発する。

(4) 帰宅困難者の備え（災害対応事務局、被災生活支援本部）

市民に対して、平常時から鉄道等の途絶に備え、食糧や物資の準備等を啓発する。

第10 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備

大規模災害時には物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難となることを想定しなければならない。

その間、民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、市域内で自立できるよう必要な飲料水や食糧等の備蓄及び調達体制の整備を図る。

1 飲料水等の確保（災害対応事務局、被災生活支援本部、千葉県水道局）

(1) 方針

断水等により飲料水等を確保できない市民等に対し、最小限必要な量の飲料水（1人1日3リットル）及び生活用水を供給できる体制を整備している。今後、一層、円滑に飲料水及び生活用水の確保が可能になるよう新たな水の供給源と供給体制の整備を図る。

被災当日	自助努力による備蓄飲料水、学校の受水槽、耐震性貯水槽、簡易濾過したプール水等を活用した給水
2日目以降	協定業者や協定市町村の応援による避難所等への運搬給水

(2) 身近な貯水施設等の整備

断水等の被害を受けた地区における給水体制が整うまでの水源として、各地区内に震災対策用貯水施設等（飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性貯水槽付き井戸、防災用井戸、市立小中学校等の受水槽への緊急遮断弁・給水用の仮設給水栓等の設置）を整備する。

(3) 応急給水資器材の確保

断水等の被害を受けた地区に対し、浄・給水場からの運搬給水等を実施するために、応急給水資器材を必要量確保し、適切に配備する。

また、衛生面に注意を払い、資器材等の維持管理を行う。

さらに、不足する応急給水資器材の調達及び水道施設の円滑な復旧による応急給水活動の実施に向けて、今後、以下の対策についての検討を進める。

ア 復旧資器材等の備蓄

イ 水道指定工事店との協定等による協力体制の確立

(4) 市民及び地域（自主）防災組織等への指導

応急給水活動の円滑化と地域に存在する水源の効率的な活用に向けて、市民及び地域（自主）防災組織等に対し、日常からの飲料水の運搬・配分等への協力の呼び掛け等の指導に努める。

ただし、これらの水源について、衛生面に注意を払うよう促す。

(5) 応急給水計画の作成

応急給水活動について関係機関と協議の上、応急給水計画を作成する。

2 食糧の確保（災害対応事務局、各施設管理者）

(1) 方針

震災時の食糧については、各家庭及び事業所で最低3日分以上（推奨1週間）の備蓄をしていることを前提として、家屋の倒壊、焼失等で自宅での炊事が不可能な市民等に対し、食糧の提供ができるよう、以下の対策について検討する。

(2) 緊急食糧の確保

安定した食糧供給の体制が整うまでの間の緊急食糧として、食糧の備蓄及び調達体制の整備を図る。

乳幼児の食糧については、3日分の粉乳及びおかゆを備蓄として用意する。家屋の倒壊、焼失等で自宅での炊事が不可能な市民等については、1日分を備蓄として用意する。

なお、緊急食糧は小・中学校の備蓄倉庫及び防災倉庫に分散して備蓄する。

(3) 市民等への食糧備蓄の呼び掛け

平常時から、各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め3日以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄するようパンフレット等での啓発を行う。

(4) 炊き出し等のための準備

被災状況に応じて、市内学校給食施設において、炊き出しを行う体制を整備する。

3 生活必需品等の確保（災害対応事務局、予算・調査班）

(1) 方針

家屋の倒壊、焼失等で生活必需品を失い日常生活を営むことが困難である市民等に対して、生活必需品等が提供できるよう以下の対策を進める。

(2) 生活必需品・資器材の備蓄

生活必需品等については、家屋の倒壊、焼失等で生活必需品等を失った市民のうちの高齢者、乳幼児等の要配慮者用を優先して備蓄を進めている。現在は、生活必需品・資器材（概ね1,000人分）として市立小中学校55校に備蓄し、定期的に更新している。

今後は、女性や妊産婦を含め、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していく。

また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄している。

4 食糧・生活必需品等の調達・輸送に関する協定（災害対応事務局）

調達・輸送については、民間業者との間で物資協定を締結して必要量の確保や物資の輸送力の確保を図っており、今後も、必要に応じて協定の拡充を行う。

また、物資等を迅速に供給するため、物資の管理、仕分け等の方法について、民間事業者との協定の締結を検討し、民間事業者のノウハウの活用を図る。

5 流通在庫備蓄（災害対応事務局）

備蓄品の全てを市所有施設において管理することは、スペースの確保等が困難であることから、一部を流通在庫備蓄により管理するよう努める。

6 災害対応を行う職員の食糧等の確保（被災生活支援本部、各施設管理者）

震災時には、被災した市民等ばかりではなく、災害対応を行う職員等の食糧の確保も重要な課題となることから、今後、応急対策活動の拠点となる施設への備蓄を含めて、職員等の食糧を確保する。

なお、保育園・幼稚園・福祉施設等の各施設においては、施設利用者や職員等の備蓄を行うよう努める。

7 市川市備蓄計画の策定（災害対応事務局）

自助・共助を基本に市民が日ごろから家庭内備蓄を行うように促進するとともに、「避難者」、「帰宅困難者」、「災害対応を行う本市職員」に対して物資を備蓄するため、「市川市備蓄計画」を策定する。

第3節 災害に強い市民の育成

第1 防災知識の普及

大規模地震時には本市の職員も被災し、迅速な災害対応が困難になる可能性もあるため、地域住民・事業者等による総力戦で取り組むことが必要になる。

そのため、平常時から地域住民・事業者等を対象に防災知識の普及活動を行い、その理解及び協力を得るよう努めるとともに必要な支援を行う。

1 普及の方法

印刷物、本市公式Webサイト、集会、学校教育等による防災意識の普及を図る。

2 普及の内容

自らの身を守る	地域防災力の向上	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震対策 ・家具の固定 ・ブロック塀倒壊対策 ・屋外落下物対策 ・地震発生時の心得 ・非常食糧、飲料水等の準備 ・初期消火の心得 ・住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ・緊急地震速報の活用方法 ・避難の方法と心得 ・情報入手の方法 ・災害危険箇所の把握 ・防災学習 ・帰宅困難者の心得 ・地震保険制度等 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施、参加 ・避難所運営 ・要配慮者の支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震被害想定等の知識 ・交通規制 ・学校施設等の防災対策等

第2 市民・事業者の防災力強化

市民・事業者等が震災時に自分の身は自分で守る（自助）、自分たちの地域は自分たちで守る（共助）という意識をもって、初期消火、救出、被災生活や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体制づくりや平常時からの防災活動の支援等を行う。

1 地域の防災組織への支援（災害対応事務局、消防本部）

地域（自主）防災組織及び小学校区防災拠点協議会等に対し必要な支援を行う。

支援	内容
活動の促進	地域（自主）防災組織及び小学校区防災拠点協議会等が行う訓練・研修会、その他の活動に支援する。
地域（自主）防災組織への助成	地域（自主）防災組織の活動に必要な防災用資器材等の整備を促進するため、必要に応じて助成を行う。
小学校区防災拠点協議会の設立・活動支援	小学校区防災拠点協議会の設立を支援し、訓練や研修会等を通じ、地域の協力関係を強化していく。
地区防災計画の策定推進	小学校区防災拠点協議会ごとに地域の事情や特性に応じた自助・共助の精神に基づく地区防災計画の策定を推進する。

2 事業者の防災管理体制の強化（災害対応事務局、被災生活支援本部、消防本部）

震災時、各事業者が適切に対応できるよう防災計画等の充実や自衛消防組織等の活動体制を整えるよう指導を図る。

(1) 防災計画の充実

市川市震災予防条例第12条により、全ての事業者に対して防災計画を作成すること、防災上危険な施設に対してその計画を届け出ることを義務づけている。

特に、防災上危険な施設については、計画に基づく訓練指導を行い、計画内容の充実を図っている。

また、消防法に基づく消防計画及び予防規程の作成義務のある事業者においては、防災計画に震災に関する事前対策、応急対策、避難対策等の内容を盛り込むよう指導を図っている。

(2) 自衛消防組織の強化

小規模事業所等については、自主防災体制を確立するための組織づくりと併せて訓練及び講習を実施する等指導の強化を図っている。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定促進

中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の取組みの促進を図る。

3 本市内の大学と連携した防災講座（災害対応事務局）

(1) 本市内の大学と連携した防災講座

大規模地震、津波、風水害(台風、洪水、ゲリラ豪雨)について、そのメカニズムや基礎知識・対策等の講義に関する支援を行い、災害時にリーダーシップの取れる人材育成に努める。

(2) 「いちかわTMO講座」における講座

「いちかわTMO講座」は、本市と包括協定を締結している千葉商科大学と和洋女子大学の協力により、平成20年から、本市とNPO法人いちかわライフネットワーククラブが共同で主催し、まちづくりのリーダーを養成する講座である。そのカリキュラムのひとつとして、本市が防災に関する講義を実施しており、今後も継続して、防災意識の高揚と災害時の市民対応力の向上に努める。

4 地域防災リーダーの育成（災害対応事務局、消防本部）

平常時における地域での防災に関する啓発活動や、災害時における地域での対応活動を推進するため、女性を含めた地域防災リーダーの育成に努める。

第3 防災訓練

震災時に、市民・事業者をはじめ、本市、各防災関係機関が的確な対応活動ができるよう、総合防災訓練及び各組織等での防災訓練を行う。

1 災害時の対応ノウハウの修得（震災対応の流れと役割の確認）

本市、市民及び事業者等は、震災時により適切な行動をとるため、市川市地域防災計画に基づいた防災訓練を実施し、災害時の対応を修得する。

市民、事業者等から訓練等の申請があった場合、積極的に協力するものとする。

2 地域防災計画における見直し課題の抽出

本市、市民及び防災関係機関等は、それぞれの訓練において、市川市地域防災計画に定められた震災対応や役割を確認して、必要に応じて課題を抽出し、適時、見直しを図るものとする。

3 総合訓練の実施

本市、市民、防災関係機関、協定締結事業者等が一体となって実施する総合防災訓練を毎年開催し、協力体制を高め、防災知識の向上、技能の修得を行う。

4 市民等への支援・指導（災害対応事務局、消防本部）

(1) 訓練の指導

市民や地域を対象とした訓練指導体制を強化する。

(2) 訓練指導用資器材の整備

消防本部及び災害対応事務局において、訓練の指導に使用する資器材を整備する。

(3) 防災訓練に伴う災害補償

市長が実施する防災訓練又は自治（町）会長が市長に届け出て実施する防災訓練に参加した市民等が当該訓練により死傷した場合、消防団員等と同様の災害補償が受けられるものとする。（市川市震災予防条例第27条第2項）

フェーズ0
予 防

発 災

フェーズ1
参 集

フェーズ2
体制確立

フェーズ3
人命救助

フェーズ4
生活再建

フェーズ5
復興

第2章 震災予防計画
第3節 災害に強い市民の育成